

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和8年（2026年）4月28日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習
- 2 主 催 者 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 3 研修及び講習の種類
第1型・・・自宅等におけるオンデマンド受講
- 4 研修等の開催月日
令和8年（2026年）5月1日（金）～令和9年（2027年）3月31日（水）
- 5 受講料
 - (1) クリーニング師研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含まないもの）
・・・1人 5,000円
 - (2) クリーニング師研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含むもの）
・・・1人 8,000円
 - (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者受講料
・・・1人 3,000円
 - (4) 業務従事者講習受講料
・・・1人 4,500円
- 6 申込先 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
(東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階)